

## 保育の必要性の認定の申請について

申請には、(1) から (3) の書類が必要です。

- (1) 保育給付認定（「保育の必要性」の認定）申請書 兼 保育施設利用申込書
- (2) 家庭状況申告書
- (3) 添付書類（保育を必要とすることを証明する書類）（下表参照）

保護者の状況		利用可能な期間	添付書類及び注意事項
就労 (月48時間 以上の就労 に限る)	外勤	就労期間中	・就労証明書
	育児休業中		・就労証明書（育児休業取得（予定）期間欄に記載のあるもの） ※ 申請子どもの育児休業中の場合、育児休業終了予定日の属する月からの認定。
	会社経営 会社役員		・就労証明書 ・最新の法人事業概況説明書（営業許可証、または履歴事項全部証明書（証明日が提出日時時点で6か月以内のもの）も可。）のコピー
	個人事業主		・就労証明書 ・最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表）（営業許可証、開業届も可）のコピー
	内職		・就労証明書と収入のわかる書類
就労が内定している			・就労証明書
開業を予定している			・就労証明書と開業を証明できる書類のコピー
妊娠・出産		出産予定月の前後2か月	・母子健康手帳のコピー（表紙（氏名がわかるページ）・出産（予定）日がわかるページ）
保護者に病気または心身の障がいがある		必要な期間	・保護者の診断書（証明日が提出日時時点で6か月以内のもの）、または保護者の障がい者手帳（有効期限内のもの）等のコピー
二親等内の親族を看護・介護している		必要な期間	・被介護者の診断書（証明日が提出日時時点で6か月以内のもの）、または障がい者手帳や介護保険被保険者証等のコピー ※ 申請子ども自身の介護は要件とはなりません。
就学・就学内定 (カルチャー講座等は除く)		在学期間中	・在学証明書（証明日が提出日時時点で3か月以内のもの） 就学内定の場合は合格通知等。
求職活動中		就労開始までの期間 (最大3か月)	※ 家庭状況申告書の「求職活動・起業準備」欄にチェック。

※就労証明書は、子ども施設入園課の様式で提出日時時点で3か月以内のものでご提出ください。

※在学証明書は、子ども施設入園課作成の様式、または、学校、もしくは学校長の印の押された証明書でご提出ください。

## 【 注意事項 】

- ※ 申請は子ども施設入園課の窓口まで「ご持参」か「ご郵送」にてお願いいたします。
- ※ 上記の利用可能な期間にかかわらず、3号認定（3歳未満・保育認定）から2号認定（満3歳以上・保育認定）切替の際には、再度申請が必要です。
- ※ 保育認定の条件としている保護者の状況が変更になった場合も、再度申請が必要です。

## 【 問い合わせ先・申請書類の提出先 】

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階  
子ども施設入園課 入園第一係～第三係  
TEL:03-3880-5263 FAX:03-3880-5703  
E-MAIL: kodomo-nyuuen@city.adachi.tokyo.jp